

# 理事会議事録

- 1 開催日時 平成30年6月22日(金)午後4時～
- 2 開催場所 たかつガーデン2階 ガーベラ
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

まず、本日の出席状況でございますが、理事定数6名以上23名以内、現在員数21名、本日の出席者14名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第29条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、中村監事、後藤監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、はじめに、新たに、ご出席いただいております理事の皆様をご紹介申し上げます。

淀川区社会福祉協議会会長の三田和夫理事でございます。

大阪市社会事業施設協議会会長の倉光慎二理事でございます。

なお、生野区社会福祉協議会会長の多田龍弘理事及びこども青少年局長の佐藤充子理事につきましては、本日、所用のためご欠席でございます。

それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第29条第1項の規定により、その都度理事の互選とすることになっておりますが、こちらから、ご指名させていただきますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を白國副会長にお願いいたします。

白國副会長様、よろしくお願いたします。

白國議長 副会長の白國です。大変、僭越ではございますが、議長を務めさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いたします。

まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第30条第2項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、この後の第1号議案で選定される会長と今回出席の中村監事、後藤監事が議事録に署名いたします。

監事のみなさま、どうぞよろしくお願いたします。

## <第1号議案> 会長、副会長の選任について

白國議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案の会長・副会長の選任については、定款第18条第2項に「理事会の決議によって理事の中から選定する」としております。お手元にお配りしております、資料1理事名簿をご覧くださいと思います。

永年、市社協会長としてご尽力いただきました乾会長が退任されたことを受けまして、新たに会長を選任することになりますが、いかがいたしましょうか。

清水副会長 東成区社協の清水です。いろいろ考えましたが、現在、此花区社会福祉協議会会長

清水副会長 であり、大阪市社会福祉協議会副会長の宮川さんを推薦したいと思いますが、諮っていただけませんか。

白國議長 ただ今、清水副会長から、此花区社会福祉協議会会長であり、大阪市社会福祉協議会副会長の宮川晴美さんを推薦する旨、ご発言がありました。みなさま、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、宮川晴美理事に会長をお願いいたします。

任期につきましては、本日から現任期の残任期間である、平成30年度会計に係る定時評議員会終結時までとなります。

それでは、宮川会長から就任にあたり、ごあいさつをお願いいたします。

宮川会長 ただ今、ご選任いただきました宮川でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。前乾会長が社会福祉事業、地域福祉に精通しておられましたので、その後ということで心配もございますが、社会福祉の基本理念であります「つながり・助け合い・ささえあい」を念頭におきまして、これから誠心誠意頑張ってまいりますので、みなさま方のご支援・ご協力をいただきまして努めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、就任にあたってのあいさつとさせていただきます。

白國議長 それでは、次に副会長の選任ですが、宮川副会長が会長に就任されるにあたり、現在、2名の副会長が欠員となっております。

副会長候補者の腹案がありましたら、説明してください。

西嶋常務 常務理事の西嶋でございます。

事務局案といたしましては、副会長には、従来、大阪市社会事業施設協議会会長に就任いただいていることから、大阪市社会事業施設協議会会長の倉光慎二理事、また、区社会福祉協議会会長から阿倍野区社会福祉協議会会長の永岡正己理事に、ご就任いただければと考えております。

なお、永岡理事につきましては、本日は東京で学会のためご欠席ですが、副会長として理事のみなさまからご承認いただければ、副会長としてご就任いただく旨、ご了承を得ておりますことを申し添えます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

白國議長 ただいま、事務局から提案がございましたが、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、原案どおり決定されました。

それでは、倉光副会長、恐れ入りますが、副会長席にお移りいただき、一言ごあいさつをお願いいたします。

倉光副会長 ただ今、ご選任いただきました大阪市社会事業施設協議会会長の倉光でございます。大阪市社会事業施設協議会、通称、施設協とっておりますが、施設協会長にも就任したばかりでございます。私は現在、保育園の園長をしております。どこまでお

倉光副会長 役にたてるかわかりませんが、一生懸命勉強し、少しでも貢献できるようつとめてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

### ＜第2号議案＞ 評議員候補者の推薦について

白國議長 続きまして、第2号議案、評議員候補者の推薦について、事務局から説明してください。

浅井局長 事務局長の浅井でございます。  
第2号議案、評議員候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。  
資料2の1頁をご覧ください。  
なお、次の2頁には、評議員選任規程を付けておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

現在、29名のみなさまに評議員として、ご就任いただいておりますが、新たに3名の評議員を「評議員選任・解任委員会」において選任いただくため、本理事会において候補者を推薦するものでございます。

「区社会福祉協議会の代表者」といたしまして、

福島区社会福祉協議会会長の矢山英夫様

西成区社会福祉協議会会長の住谷誠次様の2名でございます。

「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」といたしまして、

大阪市会民生保健委員長の寺戸月美様でございます。

任期につきましては、6月27日に開催予定の評議員選任・解任委員会にて、ご審議いただき、ご了承いただきましたら、平成30年6月27日から現任期の残任期間である平成32年度会計に係る定時評議員会の終結時までとなる予定でございます。

以上、評議員候補者の推薦についてご説明いたしました。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

白國議長 ただ今、評議員候補者の推薦について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

### ＜第3号議案＞ 会計監査人の報酬(案)について

白國議長 続きまして、第3号議案 会計監査人の報酬(案)について、事務局から説明してください。

真鍋課長 総務課長の真鍋でございます。  
第3号議案 会計監査人の報酬(案)につきまして、ご説明申し上げます。  
資料3をご覧ください。  
本日開催した評議員会におきまして、会計監査人について、別段の決議がなされなかったことから、「かがやき監査法人」を会計監査人として再任し、定款第24条に基づき、報酬等について定めるものでございます。

報酬額は、昨年度と同額の250万円、支払時期及び方法は契約に基づくものとし、

真鍋課長 その他、職務執行に要する交通費を支払うものとしたします。  
2 頁には当該監査法人からの提案として監査スケジュールや 3 頁に見積り額を記載しておりますので、後ほど、ご確認ください。  
4 頁をご覧ください。  
定款第 24 条第 3 項に、会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定めると規定していることから、6 月 6 日に中村監事、後藤監事に報酬額について同意いただいたことをご報告いたします。  
以上、会計監査人の報酬（案）についてご説明いたしました。  
ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

白國議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。  
（異議なし）  
異議なしということですので、第 3 号議案は、原案どおり決定されました。

### ＜報告＞ 大阪府北部を震源とする地震への対応について

白國議長 その他、事務局から報告事項について説明をお願いします

浅井局長 さる 6 月 18 日（月）、大阪府北部を震源とする地震が発生し、特に市内においては、北区で震度 6 弱、都島区、東淀川区、淀川区、旭区において震度 5 強、福島区、此花区、生野区、港区、西淀川区では 5 弱が観測されました。  
市社協では、市・区社協の職員参集状況や安否確認を行うとともに、区社協の建物の被災状況や事業の実施体制についても状況把握を行いました。職員及び建物被害については特に被害を受けたとの報告はございませんでした。  
ただ、エレベーターが停止したことをうけ、数区でデイサービスを中止するなどの事業実施に影響があったとの報告を受けております。  
同日、常務理事を本部長とする災害対策本部を設置し、各区社協を通じて市内の被害状況や地震への対応についての情報を集約するとともに、被災状況が甚大な区には、市社協職員が区社協を訪問するなど、現状把握に努めたところです。  
各区社協では、見守り相談室において、気がかりな方を訪問するなど、安否確認等を行うとともに、一例ではありますが、北区社協では、地域福祉コーディネーターと連携して各地域の状況把握を行うとともに、高層マンションでダンスが倒れて起こすことができないなど、様々なニーズへの対応や、東淀川区社協では、本棚や仏壇が倒れて起こすことができないといった連絡があったことから、当該地域のニーズ把握を行うため、チラシ配布していくとの対応を進めているとのこと。  
市社協では、大阪市をはじめ全国社会福祉協議会や大阪府社会福祉協議会などとも情報共有を図り、各区社協での被災状況や支援に向けた取り組みなどをホームページで情報発信してまいります。  
今後は、市内の被災状況も日々変化することから、さらなる情報収集に努め、市・区社協が一体となって取り組んでまいります。  
以上、大阪府北部を震源とする地震についての、現在の取り組み状況をご報告申し上げます。

白國議長　ただ今の報告について、ご質問はありませんか。

（ 質 疑 応 答 ）

ご質問等ないようでございますので、以上をもちまして、議長役を終了させていただきます。長時間にわたり、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司　　会　　これもちまして、理事会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。